

分かりやすくすぐ役立つ

好 評 募 集 中

みずほセミナー

みずほ総合研究所
http://www.mizuhosemi.com
TEL 0120(737)132

緊急開催

いよいよ国会へ！

速報！働き方改革関連法案の要点と実務対応

～上限規制、同一労働同一賃金、高度プロフェッショナル制、押さえるべきポイントと対応を分かり易く～

4月6日に「働き方改革関連法案」が閣議決定されました。この改正案では、企業規模に応じて準備期間を考慮した施行日が設定されるため、今のうちから「施行日」に向けた準備を進めておくことが求められます。本セミナーでは、改正案の内容を押さえた上で、企業が対応すべきポイントを「実務」の観点から解説します。法律の専門知識がない方にも理解いただきやすい内容です。
※国会動向により内容が一部変更となる場合があります。

◆開催日時

5月31日(木)
13:00～17:00

◆講師

石寄・山中総合法律事務所
ヴァイスパートナー 弁護士
橋 大樹 氏

◆会場

当社セミナールーム
(千代田区内幸町1-2-1)

◆参加費

(消費税・テキスト代込み)
ゴールド会員 23,760円
シルバー会員 25,920円
上記会員以外 29,160円

1社2名以上ご参加の場合は
1名につき2,160円の割引を
いたします。

1 働き方改革と企業実務

- (1)なぜ、政府は働き方改革を推進するのか (2)2017年3月28日「働き方改革実行計画」
- (3)「戦後の労働基準法制定以来、70年ぶりの大改革」 (4)法の施行日と今後の対応スケジュール
- (5)大企業と中小企業で対応の異なる点

2 罰則付き時間外労働の上限規制

- (1)三六協定の仕組みは何がどう変わるのか (2)限度時間を45時間より高く定めている企業はどうすればよいか
- (3)特別条項を「月80時間」「年720時間」とする企業はどう対応するか (4)特別条項を「月100時間」「年900時間」とする企業はどう対応するか (5)カウント対象となる「法定時間外労働」「法定休日労働」の意味
- (6)法定休日を「特定」する必要があるか (7)「罰則付き」とはどういう意味か (8)今後のスケジュールと適用除外

3 同一労働同一賃金(有期・パート)

- (1)労働契約法20条、パート法8条、9条とは (2)裁判例の解説(長澤運輸、メトロコマース、日本郵便ほか)
- (3)個々の待遇ごとに判断すべき旨を明確化 (4)有期に「均等」を義務化
- (5)待遇差の内容・理由に関する「説明」を義務化 (6)契約社員やパートに特別休暇を付与しなければならないか
- (7)2016年12月に出たガイドライン「案」はどうか (8)企業が現時点で準備すべき実務ポイント

4 同一労働同一賃金(派遣)

- (1)派遣先の社員と派遣社員との待遇差 (2)「均等・均衡方式」と「労使協定方式」の2パターンが新設
- (3)派遣先に義務付けられる「情報提供」とは何か (4)労使協定方式のメリットと留意点
- (5)労使協定の定めと違反したらどうか

5 高度プロフェッショナル制度

- (1)「脱時間給」というワードは正確か (2)対象となる「業務」はどのようなものか (3)年収要件は「基本給」「手当」だけで見るのか (4)導入に必要な手続きとは (5)企業がこの制度を採用する意味はどこにあるのか

6 フレックス、年次有給休暇ほか

- (1)3か月単位のフレックスタイム制とは何か (2)裁量労働制の改正は削除 (3)年次有給休暇を「年5日」取得させることを義務化 (4)勤務間インターバル (5)中小企業における月60時間超の時間外割増

7 テレワーク、副業・兼業

- (1)テレワークをとる際の法的留意点 (2)自宅から勤務場所まで移動する時間をどう扱うか (3)自営型(非雇用型)テレワークとは何か (4)副業・兼業のモデル就業規則を踏まえた対応論 (5)新たな厚労省ガイドライン3点の解説

8 まとめ

参加申し込み書

お申込みはホームページからどうぞ <http://www.mizuhosemi.com>
セミナー最新情報もご覧いただけます **みずほセミナー**

FAXでのお申込みは 0120(737)219

ご記入いただいた個人情報の利用目的は以下のとおりです。
①商品やサービス等のお申込の受付のため。
②商品やサービス等のお取引における管理のため。
③商品やサービス等のご提供に必要なご案内・ご連絡・ご請求等を行うため。
④ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。
⑤その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

※諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。
※お取り消しの場合は開催日の前営業日17時までにご連絡ください。
※同業の方のご参加はご遠慮ください。
※プログラムの無断転用はお断りいたします。
※ご参加費につきましてはセミナーの3営業日前までにお振込みください。
※反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。

(Web用)

No.30-1233		「速報！働き方改革関連法案の要点と実務対応」		(2018.5.31)	
住 所	〒			TEL	
				FAX	
会 社 名					
参 加 者	所属	役職	氏名(フリガナ)	歳	
	所属	役職	氏名(フリガナ)	歳	
派 遣 責 任 者 名	所属	役職	氏名(フリガナ)		
請 求 書 送 付 先	所属	役職	氏名(フリガナ)		
通 信 欄					HP